

長崎市告示第423号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定により、施設等利用費の支給に係る施設又は事業として次のとおり確認を行ったので、同法第58条の11第1項第1号及び子ども・子育て支援法施行規則第53条の6の規定により告示する。

令和8年6月2日

長崎市長 鈴木史朗

1 提供者の名称

学校法人 鶴鳴学園

2 施設の名称及び所在地

幼保連携型認定こども園 長崎女子短期大学附属鶴鳴幼稚園

長崎市弥生町19番2号

3 確認年月日

令和8年3月31日

4 事業の種類

預かり保育事業、一時預かり（幼稚園型Ⅰ）

5 教育・保育の提供時間の要件

満たす